2 適切な介護サービスの確保

(1) 事業者参入の促進

現状・第8期計画の評価

- 介護サービス提供事業者として、市町村のほか、株式・有限会社などの営利法人、社会福祉 法人、医療法人などの非営利法人といった多様な事業主体の参入が図られています。
- 2000 年 3 月末の制度開始直前では、指定事業者(みなし指定事業者を除く。)は、市町村等77 件、営利法人775 件、非営利法人1,364 件の合計2,216 件であったものが、約23 年後の2024年1月1日時点では、市町村等47 件、営利法人9,321 件、非営利法人5,734 件の合計15,102件と約7倍に増加しています。
- 増加の主な要因は、2005年の介護保険法の改正で創設された介護予防サービス、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービスの指定事業者数が増加したためです。 (介護予防サービス 3, 355件、地域密着型サービス 2, 132件、地域密着型介護予防サービス 937件(2024年1月1日現在))
- 県では、新規参入予定事業者に対する相談や、介護サービスの供給体制を整備する市町村へ の指定事業者情報の提供などを支援しています。

◇ 事業主体別の指定事業者数の推移

(単位:件)

区分	市町村等	営利法人	医療法人	社会福 祉法人 (社協)	社会福 祉法人 (社協 除く)	一般 財団 ・ 一般 社団等	農業協同組合	消費 生活同 組合	NP0 法人	その 他	非営利 法人 小計	合計
2000年 3月末現在(A)	77	775	379	249	520	31	58	50	28	49	1, 364	2, 216
2024年 1月1日介護	23	5, 399	1, 216	176	1, 403	82	39	115	137	88	3, 256	8, 678
2024年 1月1日予防	22	1, 926	644	76	545	37	12	33	14	46	1, 407	3, 355
2024年 1月1日密着型	2	1, 430	157	12	387	8	2	27	74	33	700	2, 132
2024 年 1月1日密着型予防	0	566	116	2	193	0	1	17	29	13	371	937
2024年 1月1日合計(B)	47	9, 321	2, 133	266	2, 528	127	54	192	254	180	5, 734	15, 102
B/A (%)	61. 0	1202. 7	562. 8	106.8	486. 2	409. 7	93. 1	384. 0	907. 1	367. 3	420. 4	681.5

◇ 介護サービス別の指定事業者数の推移

(単位:件)

				居	宇	サー	ビフ	ζ.				→=H. 11					
		保証をサード 人								医療系 サービス		П	州	函設サ ∽	ーヒノ	`	
区分	訪問介護	訪問入浴	通所介護	短期所活護	認症応共生介知対型同活護	特施入者活護	福祉用具貸与	福祉用具販売	小計	訪問看りハス 訪問明明 所明所の 居宅指 短期 が 短期 が 変養 が で で で で の の の の の の の の の の の の の	小計	居宅介護支援	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合 社
2000年 3月末現在 (A)	432	91	296	122	19	5	183	ı	1, 148	105 (15, 487)	1, 253 (15, 487)		— (119)	- (101)	118	-	2, 216 (15, 707)
2024年 1月1日現在 (B)	1, 959	77	1, 248	472	-	252	408	412	4, 828	1, 603 (23, 861)	6, 431 (23, 861)	1, 731	297	191	4	24	8, 678 (23, 861)
B/A (%)	453. 5	84. 6	421.6	386. 9	-	5040. 0	223. 0	ı	420.6	1526. 7	513. 2	204. 9	_	_	_	_	391.6

(注)()は、みなし指定事業所数で外数である。

◇ 介護予防サービス別の指定事業者数

(単位:件)

V /1 KX 1 1/4 /		,		/14 11 //	•					`	1 1	
					居宅	サー	ビフ	ζ				
				福祉系	サービス	医療系サービス						
区分	訪問介護	訪問入浴	通所介護	短入生介	特施入者活護定設居生介	福祉用具貸与	福祉用具販売	計	訪問看護、 訪問リリ療 通所を導 居宅 第一次 を で り り り り り り り り で り り り り り り り り り	小 計	介予支 援	合計
2008 年 3 月末現在(A)	968	89	1,064	248	147	359	367	3, 242	762	4, 004	173	4, 177
2024年 1月1日現在(B)	_	75		464	239	401	410	1, 589	1,530	3, 119	236	3, 355
B/A (%)	_	84. 3	_	187. 1	162. 6	111.7	111.7	49. 0	200.8	77. 9	136. 4	80. 3

◇ 地域密着型サービス別の指定事業者数

(単位:件)

			居	旅								
区分	定期巡 回·随時対 応型訪問 介護看護	夜間対 応型訪 問介護	地域密 着型通 所介護	認知症 対応型 通所介 護	小規模 多機能 型居宅 介護	認知症 対応型 共同生活介護	看護小 規模多 機能居 宅介護	小計	地域密着 型特定施 設入居者 生活介護	地域密着 型介護老 人福孙所 設入所養 生活介護	小 計	合計
2008 年 3 月末現在(A)	_	3	_	124	36	342	-	505	3	1	4	509
2024年 1月1日現在(B)	47	5	933	174	187	605	29	1, 980	19	133	152	2, 132
B/A (%)	-	166.7	-	140.3	519. 4	176. 9	-	392.1	633. 3	13, 300. 0	3, 800. 0	418.9

◇ 介護予防地域密着型サービス別の指定事業者数 (単位:件)

	居	居宅サービス						
区分	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	合 計				
2008 年 3 月末現在(A)	121	24	337	482				
2024 年 1月1日現在(B)	164	172	601	937				
B/A (%)	135. 5	716. 7	178. 3	194. 4				

基本方針

● 必要なときに必要な介護サービスが提供できる体制とするため、利用見込量に対応した整備 目標を達成できるよう、多様な事業主体の参入を図ります。

2026年度までの目標

● 多様な事業主体が介護サービス事業へ参入することにより、介護サービスの供給の拡大が図られ、利用者の選択機会を高めるとともに、事業者間の競争が促進され、サービスの質の向上を図ることができます。

このため、多様な事業主体の参入が促進されるよう、適切な相談対応や情報提供等を行います。

- 介護保険指定事業者講習会の開催
- ・事業者相互の交流、情報交換、研修等を行う連絡組織の支援
- ・ホームページでの情報提供
- 市町村指定の地域密着型サービスについては、提供体制の充実や利用の促進を図るため、サービス事業者や利用者への制度の周知などの市町村の取組を支援します。

(2) 質の高い介護サービスの提供

現状・第8期計画の評価

- 利用者の多様な生活を支えるため、より質の高い介護サービスが求められており、このため、 利用者が安心して質の高いサービスが受けられるよう、市町村と連携して適切なケアプランの 作成、事業者の健全育成等の取組を行う必要があります。
- 利用者や住民が介護保険制度の仕組みを学ぶための、周知・啓発活動を行っています。
- 介護サービスの利用が円滑に進むよう、利用者や事業者に対して、必要な情報を高齢福祉課のホームページや「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」により情報提供を行っています。
- 介護サービスの質の確保と向上のため、介護サービスの内容や運営状況に関する報告を介護 サービス事業所に義務付け、報告内容を公表する「介護サービス情報の公表」制度があります。 なお、認知症対応型共同生活介護を行う事業所については、介護サービス情報の公表制度と は別の外部評価制度により、サービスの質の評価が公表されています。外部評価に併せて、介 護サービス情報の公表や自己評価が徹底されるように指導しています。
- より適切な介護サービスが提供されるよう、福祉・医療の関係者や学識経験者らで構成する 「介護サービス第三者評価推進会議」を設置し、「介護サービス情報の公表」の充実を図って います。
- 質の高い介護サービスの提供の確保を図るため、事業者相互の情報交換や研修を行う事業者 連絡組織の活動を支援しています。
- 事業者に対して、法令等で定められた事業運営の基準を遵守させるとともに、良質な事業者 を育成し適正な介護サービスの提供が図られるよう指導・監督を行っています。
- 介護現場での権利擁護を図るため、研修会の開催等を行い、施設職員等の意識向上を図っています。
- 地域包括ケアシステムを推進すると共に介護保険制度の持続可能性を維持するため、全市町村が各地域の特徴を正確に把握して課題分析することにより、高齢者の状況に応じた自立支援・重度化防止等の取組を企画・立案していくことが求められています。
- 地域において必要とされる介護サービスの確保のため、2024年4月より、介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の「介護サービス事業者経営情報」について、調査及び分析を行い、その内容を公表することとされています。

基本方針

● 利用者が介護サービスを自由に、適切に選択することができるよう、介護サービス情報公表 システムによる情報提供の充実に努めます。

- ◆ 介護保険の仕組みや介護保険制度の周知に努めます。
- 事業者の介護サービスの質の向上を目的とした自己評価や第三者による評価の取組が進むよう努めます。
- 事業者相互の交流、情報の交換、研修の実施等を行う事業者連絡組織の活動により、利用者のニーズに沿った良質の介護サービスの提供を図られるよう事業者連絡組織を支援します。
- 事業者の健全な育成と適正な介護サービスの確保が図られるよう、市町村等と連携し必要な 指導・監督を実施します。
- 介護現場での権利擁護の取組が進むよう努めます。
- 全市町村が各地域の特徴を正確に把握できるよう、各市町村の効果的な地域分析の支援に努めます。
- 介護サービス事業所又は施設ごとの経営情報の把握に努めます。

- 利用者や事業者に対して、介護サービスに関する情報をホームページなどにより提供するとともに、市町村が所管する地域密着型の事業所の情報についても、一部を県でとりまとめて公表するなど、市町村の情報提供の取組を支援します。
- 「県政お届け講座」を企業・地域団体等を対象に実施するなど介護保険制度の周知に努めます。
- 介護サービスが、利用者に適切に選択され、利用されるよう、事業者に対し介護サービス内 容や運用に関する情報を年1回公表する「介護サービス情報の公表」を推進します。 また、認知症対応型共同生活介護については、介護サービスの客観的な外部評価の推進に努

併せて、介護サービス情報の公表や自己評価が徹底されるよう指導し、福祉サービス第三者 評価の推進に努めます。

- より適切な介護サービスが提供されるよう、「介護サービス第三者評価推進会議」を設置し、「介護サービス情報の公表」の運営の充実・強化を図ります。
- 福祉評価推進事業団と共催で開催する「あいち介護サービス大賞」により事業所における先進的な取組事例を周知するとともに、「あいち介護技術コンテスト」により介護職員個人の技術の標準化を図ります。
- 居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等によって設立された事業者の活動に対し助 言・指導による支援を行います。
- 法令等を遵守し、より良質な介護サービスの提供が図られるよう、事業者に対して指導・監督を実施します。

- 介護現場での権利擁護の取組を行う人材の養成などに努めます。
- 介護サービス事業者経営情報について適切に報告がされるよう、制度の趣旨の周知に努めます。

項目	実施主体	事 業 内 容						
利用者・事業者への情 報提供	県	「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」の作成により指定事業者情報を提供する。 県のホームページで、毎月1日現在の指定事業者情報を提供する。						
	市町村	相談窓口の設置や、情報資料等の配布を行う。						
第三者評価の推進	事業者	WAM-NETに評価結果を公表する。						
另 <u>一</u> 有計圖ण無些	尹未日	介護サービス情報システムに調査結果を公表する。						
事業者連絡組織の支援	県 市町村	研修の実施や相互の情報交換等を行う活動を支援 する。						
事業者の指導・監督	県 市町村	適切な事業活動の確保のため指導・監督を行う。						

● 全市町村が地域の特徴を正確に把握できるよう、高齢者や介護保険に係る基礎データ等に基づき市町村ごとに実情把握と地域課題分析を行い、分析結果を市町村に共有します。また、『地域包括ケア「見える化」システム』活用のノウハウ等を提供するとともに、一部の保険者に専門的な知識を有する有識者等を派遣し、地域の実情に応じた必要な施策等を個別に助言することで、市町村が地域の課題分析に基づいた自立支援・重度化防止等の施策を企画・立案する取組を支援します。

主要施策・事業

項目	実施 主体	現状	2026年度 までの目標	事 業 内 容
介護サービス情報公表計画に基づく公表事業所割合	県 政令市	100% (2022 年度)	100%を維持	利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、事業者情報を介護サービス情報システムに公表する。

(3) 利用者の保護

現状・第8期計画の評価

● 国民健康保険団体連合会、市町村、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等が、それぞれ利用者からの相談・苦情に応じています。

<国民健康保険団体連合会>

● 利用者からの介護サービスに関する苦情処理の第三者機関として法的に位置付けられ、学識 経験者の中から苦情処理委員を委嘱しています。

ここでは、利用者の保護の観点から、市町村域を越える場合や市町村等では処理が困難な相談・苦情、要介護者等からの直接の苦情申し立てに対応することとし、事業者に対して指導・助言等を行っています。

<市町村>

- 要介護認定や保険給付、介護サービス事業者等の制度全般に係る住民からの相談等に対応し、 適切な助言、事業者への指導を行っています。
- 介護サービス施設・事業所に出向き利用者と介護サービス事業者及び行政との橋渡しをする 介護サービス相談員の配置を促進し、問題の改善や介護サービスの質の向上に努めています。

<居宅介護支援事業者、地域包括支援センター>

- 要介護者等が、介護サービスを選択する上で必要となる情報の提供やサービス受給のための 助言を行っています。
- ケアプランに基づく介護サービスについての利用者の相談等に対して、事業者等から事情を 聞き、対応策の助言等を行っています。
- 利用者の国民健康保険団体連合会等への苦情申し立てにも必要な助言を行っています。

<介護サービス事業者>

● 利用者等からの介護サービス内容の相談等に対応するため、相談窓口の設置、苦情処理の体制を整備しています。

<県>

- 事業者の法令違反等に関する相談等に対しては、市町村や国民健康保険団体連合会等と連携して必要な調査、指導を行い、問題解決に努めています。また、県の福祉相談センター2か所(尾張、西三河)で相談に応じています。
- 市町村等が被保険者に対して行った行政処分(要介護認定、保険料の決定等)について、不 服がある場合、県介護保険審査会において、審査請求を受理し、審理・裁決を行っています。

◇ 審査請求の状況 (1999年11月から2024年1月末までの実績)

年度	審査請求		審了	ありてば	審理中			
十 及	受付件数	認容	棄却	却下	計	取り下げ	金 堡中	
2020 年度まで	587 件	104 件	286 件	16 件	406 件	181 件	0 件	
2021 年度	35	3	15	8	26	9	0	
2022 年度	28	6	12	2	20	7	1	
2023 年度 (2024. 1 時点)	30	2	3	0	5	4	21	
累計	680	115	316	26	457	201	22	

基本方針

● 介護保険に関する相談や苦情については、利用者の保護の観点から適切な対応ができるよう 関係機関が連携を図り、それぞれの役割に応じた機能をしながら、迅速かつ適切に対応します。

<国民健康保険団体連合会>

● 利用者の保護の観点から、苦情処理の第三者機関として、困難な相談・苦情、要介護者等からの直接の苦情申し立てに対し、適切に対応できるよう助言します。

<市町村>

- 介護サービス相談員の配置を促進し、問題の改善や介護サービスの質の向上に努めます。
- 要介護者等に対して情報提供や適切な介護サービス受給のための助言を行います。

<居宅介護支援事業者、地域包括支援センター>

● 利用者からの相談等や事業所への聞き取りを行い、適切な介護サービスが実施されるよう助言・指導を行います。

<介護サービス事業者>

● 利用者からの苦情申し立て等の相談について、国民健康保険団体連合会始め相談窓口を案内 し、問題解消の支援を行います。

<県>

- 事業者の法令違反等に対しては、市町村・国民健康保険団体連合会・県の福祉相談センター 等と連携し、事業者への調査・指導を行い、是正します。
- 介護保険に関する相談や苦情については、利用者の保護の観点から適切な対応ができるよう 関係機関が連携を図り、それぞれの役割に応じた機能を果たしながら、迅速かつ適切に対処し ます。

<国民健康保険団体連合会>

● 介護サービスの内容等の複雑困難な苦情の申し立てに対応するとともに、事業者等に対して 調査し、改善に向けた指導・助言等を行います。

<市町村>

● 住民に最も身近な相談の一次的な窓口として、住民からの制度全般についての相談等に対応 し、適切な助言を行います。

また、介護サービス相談員の配置を促進し、利用者等の相談に応じます。

<居宅介護支援事業者、地域包括支援センター>

- 市町村等との連携を図り、利用者等からの相談等に適切に対応します。
- 利用者及び事業所双方の要望・事情を聞き、適切な介護サービス提供が行われるよう対応策 の助言等を行います。

<介護サービス事業者>

● 利用者等からの介護サービス内容の相談等には、迅速かつ適切な対応を行います。

<県>

- 利用者等からの相談等に対しては、市町村等の協力を得て、必要な調査、指導を行い、適切 に対応します。
- 利用者からの相談・苦情に応じる国民健康保険団体連合会、市町村、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等に対し、必要な助言・指導等を行います。
- 被保険者からの不服審査請求について、県介護保険審査会において、適切な審理・裁決を行います。

(4) 適切なケアマネジメント

現状・第8期計画の評価

● 介護支援専門員は、要介護者等に対して自立の支援や生活の質の向上を図るため、利用者等の意向を踏まえた必要な介護サービスが提供できるよう、適切なケアプランを作成することが求められています。

また、介護給付サービスの種類や対象範囲が広がるとともに、利用者の状態も変化し、介護支援専門員に求められる役割・期待も広がってきています。

- 介護支援専門員に対する後方支援を行うよう、地域包括支援センターが位置づけられています。
- 地域包括支援センターでは、他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関の連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを支援しています。
- ケアマネジメントを支援する手段として地域ケア会議がありますが、地域包括支援センター や市町村では、保健・医療・福祉関係者により個別事例の検討を行い、地域に共通する課題の 把握から政策形成へつなげていく場として実施しています。
- 2024 年度に介護支援専門員の各研修カリキュラムの改正を行い、介護支援専門員の資質・専門性の向上を図るとともに、介護支援専門員の適切な活動等を指導する主任介護支援専門員の養成、適切なケアマネジメントを行うための相談窓口を設置しています。
- 居宅介護支援事業者による連絡組織(愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会)が設置され、 ケアマネジメントの質の向上のための事業者間の連携、情報交換、研修等の取組が行われています。
- 在宅サービスの提供の要である介護支援専門員等に対して、医療職との連携が適切に行われるよう資質向上のための研修を実施するとともに、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会において相談事例に対する解説を行うなど資質向上の取組を実施しています。

基本方針

- 必要な介護支援専門員を確保するとともに、介護支援専門員に対して、適切なケアプランの 作成やケースカンファレンスなどによる資質の向上を図るための研修を始め、介護サービスが 円滑に提供されるよう必要な支援に努めます。
- ケアマネジメントを支援するため、地域包括支援センター及び市町村職員の資質向上を図ります。
- 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の養成を行うとともに、医療職との連携を図りつつ質の高いサービス提供を行えるよう、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

- 必要な介護支援専門員を確保するとともに、介護支援専門員に対して、実務研修、専門研修、 更新研修、再研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修を実施して、資 質・専門性の向上に努めます。
- 医療職との連携を図りながら、介護予防・機能訓練などの自立支援・重度化防止に向けた質の高いサービス提供を行うための適切なケアプランが作成できるよう、介護支援専門員に対して資質向上の取組を推進します。

項目	実施主体	事 業 内 容
介護支援専門員の 実務研修		介護支援専門員実務研修受講試験合格者に対し、地域包括ケアシステムの中で多職種と協働し、自立支援 に資するケアマネジメントが実践できるよう養成を 行う。
介護支援専門員の 専門研修		現任の介護支援専門員に対し、医療との連携や多職 種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる よう知識・技術を習得させ、専門性を高める。
介護支援専門員の 更新研修	県	5年ごとの更新時に実務遂行に必要な知識、技術の 向上、専門職としての能力の保持・向上を図る。
介護支援専門員の 再研修		実務から遠ざかっている介護支援専門員に対し、知 識、技術の再修得を図る。
主任介護支援 専門員研修		介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切・円滑に提供できる知識、技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できるよう養成を行う。
主任介護支援 専門員更新研修		5年ごとの更新時に、主任介護支援専門員の役割を 果たしていくために必要な能力の保持・向上を図る。

◇ 居宅介護支援事業、施設サービスの利用見込み人数に対応する介護支援専門員目標人員

区 分	2024 年度	2025 年度	2026 年度
居宅介護支援事業	5,878 人	6,035 人	6,175 人
施設関係事業	2, 713	2,772	2, 824
合 計	8, 591	8, 807	8, 999

- (注1) 居宅介護支援事業欄には、居宅介護支援事業所に従事する介護支援専門員の人員を計上した。
- (注2) 施設関係事業欄には、介護保険施設、小規模多機能型居宅介護(予防を含む)、認知症 対応型共同生活介護(予防を含む)、特定施設入居者生活介護(地域密着型及び予防を含む)及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業所で、施設等サービス計画 を作成する介護支援専門員の人員を計上した。

- ケアマネジメントを支援するため、地域包括支援センター及び市町村職員に対する研修を実施します。
- 改正後のカリキュラムに沿った研修を行い介護支援専門員の資質・専門性の向上を図るとともに、介護支援専門員の適切な活動等を指導する主任介護支援専門員の養成、適切なケアマネジメントを行うための相談に応じます。
- ケアマネジメントの質の向上のための事業者間の連携、情報交換、研修等の取組を行います。

(5) 介護保険におけるリハビリテーション提供体制の推進

現状・第8期計画の評価

- 高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組を推進するに当たっては、地域支援事業と介護 保険給付の双方の観点からの地域リハビリテーション体制の構築が重要です。
- 地域包括ケアシステムの構築が進められている中で、介護保険で実施する生活期リハビリテーションサービス※においても、要介護(支援)者が必要性に応じて利用できるよう、サービス提供体制を推進することが求められています。
 - ※生活期リハビリテーションサービス…訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、 介護老人保健施設、介護医療院
- 本県の提供体制については、下表のとおりです。

◇サービス提供事業所数 (2021 年)

(単位:数(認定者1万人対))

	訪問 リハビリ	通所 リハビリ	介護老人 保健施設	介護 医療院	短期入所 療養介護 (老健)	短期入所 療養介護 (介護医療院)
名古屋・尾張中部	7.81	13. 23	6. 41	0.49	5. 26	0
海部	8. 12	17. 60	8.80	1. 35	7. 45	0
尾張東部	9. 10	11. 24	5. 89	0. 54	5. 35	0
尾張西部	6.00	11. 57	5. 14	0	5. 14	0
尾張北部	8.81	15. 99	4. 89	0. 33	3. 59	0
知 多 半 島	7. 15	11. 67	6. 40	0.38	4. 90	0
西三河北部	5. 31	8.86	5. 31	1. 18	5. 31	0. 59
西三河南部東	8. 20	15. 76	4. 41	0.63	3. 78	0.63
西三河南部西	9. 53	13. 25	6. 63	1. 66	6. 63	0
東三河 北 部 東三河 東三河 広域連合 南 部	11. 5	15. 81	5. 27	1.86	4. 96	0
合 計	8. 19	13. 48	6.00	0.74	5. 17	0.06
全 国	8. 36	12. 42	6. 32	1.00	5. 62	0.16

(資料)「介護保険総合データベース」及び「介護保険事業状況報告」

◇サービス利用率 (2022 年) (単位:%(認定者数))

	訪問	通所	介護老人	介護
	リハビリ	リハビリ	保健施設	医療院
名古屋・尾張中部	1.41	8.61	4. 91	0.30
海部	0.87	11. 75	6. 70	1. 17
尾張東部	1.82	8.02	4.87	0. 34
尾 張 西 部	0.78	8.36	4. 44	0. 10
尾張北部	1. 28	11.46	4. 71	0. 14
知 多 半 島	2.30	10.60	5. 83	0. 16
西三河北部	1. 76	6.88	4. 83	0. 38
西三河南部東	3.38	11. 16	4.71	0. 66
西三河南部西	2.70	11. 58	6. 18	0. 67
東三河 北 部 東 三 河 東三河 広域連合 南 部	3. 37	10.88	5. 00	1.86
合 計	1.83	9.62	5. 10	0. 50
全 国	2.01	8.50	5.05	0.61

(資料)「介護保険総合データベース」及び「介護保険事業状況報告」

◇従事者数

(単位:人(認定者1万人対))

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
理学療法士	愛知県	37. 90	39. 56	42. 29	43.05
上 生 子 原 伝 工	全 国	31. 57	34. 43	35. 54	36. 21
作業療法士	愛知県	14. 00	14. 40	15. 26	16. 30
	全 国	16.86	17. 44	17.83	18. 16
言語聴覚士	愛知県	4. 32	4. 44	4. 41	4. 60
日 品 応 見 上	全 国	3. 39	3.65	3. 68	3.86

(資料)「介護サービス施設・事業所調査」及び「介護事業状況報告」

- ◆ 本県のサービス提供事業所数について、通所リハビリサービスについては全国平均を上回っ ていますが、その他のサービスについては全国平均を下回っています。
- 本県のサービス利用率について、全国平均と比較して、訪問リハビリテーションの利用がや や低く、通所リハビリテーションの利用が多くなっています。また、施設サービス(介護老人 保健施設及び介護医療院)では、介護老人保健施設と介護医療院いずれもほぼ全国平均と同水 準の利用率となっています。
- 本県の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の従事者数について、理学療法士・言語聴覚士 については、認定者1万人当たりの人数が全国平均を上回っており、作業療法士については全 国平均を下回っています。なお、いずれの職種も認定者1万人当たりの人数は増加傾向となっ ています。

基本方針

- 要介護(支援)者が、本人の状況に応じて、生活している地域で必要なリハビリテーションが受けられるよう、適切なリハビリテーションの提供体制を確保します。
- リハビリテーションを必要とする要介護(支援)者が、状態に応じたリハビリテーションにより機能維持や重度化の防止を図ることができるよう、介護支援専門員の資質の向上に努めます。
- 介護予防の取組を推進するため、市町村や地域包括支援センターへの支援体制を充実するとともに、地域の介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職等を育成します。

2026年度までの目標

- 地域において必要なリハビリテーションの利用促進を図るため、サービス事業者や医療機関 及び利用者への制度の周知等を行います。
- リハビリテーションを必要とする要介護(支援)者が、在宅で適切なリハビリを受けられるよう、疾病の特性等に応じたリハビリテーションの実施に向けたケアプランの作成など、介護支援専門員に対し資質向上のための研修を実施します。
- 通所介護事業所等の機能訓練指導員に対し、生活機能維持向上や自立支援・重症化防止のための知識や技術の向上を図るため、理学療法士等の専門職による重症化予防リハビリテーションの研修会を開催します。
- 介護予防の取組を推進するため、地域における介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職の育成や、介護予防・自立支援に関する専門的な知識を有するアドバイザーの市町村への派遣を行います。

3 介護給付適正化の推進

現状・第8期計画の評価

- 急増する介護給付費の適正化を図り、県と市町村が一体となって介護給付適正化の戦略的な取組を推進するため、「第5期介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、第4期愛知県介護給付適正化計画(以下「第4期適正化計画」という。)までに行われた検証・見直し等を踏まえながら、「第5期愛知県介護給付適正化計画」(以下「第5期適正化計画」という。)(計画期間:2021年度~2023年度)を2021年3月に策定しました。
- 第5期計画においては、第4期計画に引き続き、市町村等が主要5事業の取組を着実に実施しつつその取組の質を高めていくことを目指し、保険者が実施すべき取組目標として目標項目1(主要5事業実施率)及び目標項目2(主要5事業点検割合等)を設定し、介護給付適正化の一層の推進を図りました。

◇ 目標項目1:主要5事業実施率

		実績	目標
区分		2022 年度	2023 年度
1. 認定調査状況チェック		100.0% (44/44)	100.0%
2. ケアプランチェック		100.0 (44/44)	100. 0
9 住宅班修笙の占拴	住宅改修	95. 5 (42/44)	100. 0
3. 住宅改修等の点検	福祉用具	59. 1 (26/44)	100.0
4. 医療情報との突合・縦覧点検	医療情報	97. 7 (43/44)	100.0
*・ 区原旧取とい大口・縦見尽快	縦覧点検	100. 0 (44/44)	100.0
5. 介護給付費通知		97.7 (43/44)	100. 0

- (注) 実績数値は、県独自調査(2023年7月)による。 下段の()は、実施保険者数/全保険者数を表す。
- 本県では、各主要5事業についてほとんどの市町村において実施しています。
- 適正化事業の推進に当たっては、事業を実施すること自体が目的ではなく、取組の実施により介護給付の適正化に着実に繋げることが求められます。そのため、適正化事業の質の向上や効率性に着目した取組が必要となります。

◇ 目標項目2:本県独自目標の実施割合等

項目		Ī目	単位	2022 年度実 績	2023 年度目 標
		更新認定点検割合	%	100.0	100
 1.認定調査状況	ロチェック	変更認定点検割合	%	100.0	100
1. 即以任明1.4八亿	ルノエンノ	eラーニングシステムにお	%	78.8	100
		ける全国テストの受講割合	,		
		一人ケアマネ	%	27.8	100
2. ケアプラン	チェック	特定事業所加算未算定	%	33. 2	100
		特定事業所集中減算	%	30. 3	100
	住宅改修	施工前点検(現地調査)	保険者	27	44
		施工後点検(現地調査)	保険者	24	44
3. 住宅改修等		専門職による関与	保険者	19	44
の点検	福祉用具	購入(現地調査)	保険者	18	44
		貸与(現地調査)	保険者	14	44
		専門職による関与	保険者	10	44
	医皮肤却	突合区分「01」	月	11. 2	12
	医療情報	突合区分「02」	月	11. 1	12
4.医療情報と		点検種類「2」	月	11. 2	12
の突合・縦覧		点検種類「3」	月	10. 7	12
点検	縦覧点検	点検種類「4」	月	11. 3	12
		点検種類「5」	月	10.0	12
		点検種類「9」	月	10. 3	12
5. 介護給付費	通知	年間提供月数	月	10. 9	12

- (注) 実績数値は、県独自調査(2023年7月)による。
- 目標項目2では、ケアプランチェックにおいて、点検による効果が高いと想定される事業所として「ケアマネジャーが1人の事業所」、「特定事業所加算を算定していない事業所」及び「特定集中減算を算定した事業所」を抽出し、2023年度までの3か年で全ての事業所を点検することを目標としました。抽出された点検対象事業所は、毎年度概ね3分の1ずつ点検されており、取組は着実に実施されていると評価できます。
- 保険者における職員数が削減傾向にある中で、適正化事業実施のための職員や専門的な資格や知識を有する職員を新たに確保することは困難であることも想定されることから、今後の適正化事業の推進にあたっては、介護保険事業全般に関する事業間連携と、適正化事業の重点化及び質の向上を図ることが望まれます。
- 第5期計画期間が2023年度で終了することから、第5期計画の検証等も踏まえ、更なる介護給付の適正化を推進するため、「第6期介護給付適正化計画に関する指針」(以下「第6期指針」という。)に基づき「第6期愛知県介護給付適正化計画」(2024~2026年度)を2024年3月に策定しました。

基本方針

● 第6期愛知県介護給付適正化計画に基づき、市町村における介護給付適正化の取組を支援 します。

- 第6期指針における主要3事業については、2026年度まで毎年度すべての市町村が実施することを目標とするとともに、事業内容の質的向上を図る観点から、点検の実施率、月数、回数等を増やすだけではなく、より工夫を凝らした内容となるよう、市町村の実情に応じた事業の取組を促進します。また、その点検内容の充実・拡充が図られるよう、市町村の実施状況や介護給付費についての分析や評価を行うとともに、各種情報の提供や研修事業等を実施することにより支援します。
- 第6期計画においても、第5期計画に引き続き、市町村等が主要事業の取組を着実に実施しつつその取組の質を高めていくことを目指し、目標項目1 (主要事業実施率)及び目標項目2 (主要事業点検割合等)を設定します。

主要施策・事業

◇ 目標項目1:主要事業実施率

区分		目標 2026 年度	事業内容
1. 要介護認定の適正化		100.0%	市町村が認定調査を委託している場合に、調査 が適正に行われているかを点検する。
	ケアプラン点検		介護支援専門員が作成した個別のケアプラン
2. ケアプラン等	住宅改修の点検	100.0%	の内容について第三者が点検・評価する。
の点検	福祉用具購入· 貸与調査	100.0%	利用者宅を個別に訪問等し、住宅改修及び福祉用具利用の実態を確認・評価する。
3. 医療情報との	医療情報との突 合	100.0%	介護給付費請求情報と医療情報との突合や、 被保険者ごとに複数月の給付情報を確認する
突合・縦覧点検	縦覧点検	100.0%	ことにより請求内容の点検を行う。

◇ 目標項目2:主要事業点検割合等

		項目		単位	2026 年度 目標
		更新認定点	京検割合	%	100
 1. 要介護認定	マの海エル	変更認定点		%	100
1. 女月 暖心月		e ラーニン テストの受	グシステムにおける全国 を講割合	%	100
			一人ケアマネ	%	100
		抽出事業	特定事業所加算未算	%	100
	ケアプラン	所	特定事業所集中減算	%	100
2. ケアプラ ン等の点検			限度額一定割合超	%	100
		抽出ケア	認定調査状況不一致	保険者	44
		プラン	訪問介護一定割合超	保険者	44
	住宅改修	専門職による関与		保険者	44
	福祉用具	専門職によ	こる関与	保険者	44
	医療情報	突合区分	「01」	月	12
3. 医療情報 との突合・ 縦覧点検		突合区分「02」		月	12
		点検種類	[1]	月	12
	₩₩₩ 上 ↓ ◇	点検種類「2」		月	12
	縦覧点検	点検種類	[3]	月	12
		点検種類	<u>[4]</u>	月	12

4 介護保険事業費の見込み

現状・第8期計画の評価

● 市町村の3年間の介護保険事業費全体の見込み額をもとに、県において必要となる経費を算定し、介護保険事業の円滑な推進を図っています。

● 第1号被保険者の保険料

- ・ 2021 年度から 2023 年度までの第1号被保険者の保険料総額は、原則として、標準給付費額 の 23%とされています。
- ・ 第1号被保険者の保険料は、原則として、所得の状況により9段階に区分された保険料率で 賦課されていますが、保険者の判断により第5段階以上を多段階化し、全体で10段階以上と することも認められています。

第8期の第1号被保険者の加重平均保険料(基準額)(月額)	5,732 円
------------------------------	---------

● 標準給付費

2021 年度から 2023 年度までの標準給付費額の推移は、次表のとおりです。計画に対する執行率は、2021 年度は 96.1%、2022 年度は 93.8%、2023 年度見込みは 96.5%と、各年度とも計画を下回る実績となっています。

(単位:千円)

区	分	2021 年度	2022 年度	2023 年度
計画標準約	冷付費額 A	523, 245, 053	543, 549, 707	566, 169, 032
実績標準給付費額 B		502, 906, 726	510, 194, 278	546, 360, 398
Dizもナフ	国庫負担	91, 868, 849	93, 340, 312	99, 823, 267
B に対する 公費負担分	県費負担	71, 582, 109	72, 473, 221	77, 743, 841
公賃負担分 	市町村負担	62, 863, 340	63, 774, 285	68, 295, 050
執行率	≅ B∕A	96. 1%	93. 8%	96. 5%

● 低所得者対策

- ・ 低所得者(第 $1 \cdot 2 \cdot 3 \cdot 4$ 段階)の保険料は、前述のとおり基準額より低い金額に設定されています。また、低所得者保険料軽減策として、標準給付費への公費負担とは別枠に公費を投入し、第 $1 \sim 3$ 段階の保険料を更に軽減しています。
- ・ 介護保険施設への入所や短期入所生活介護などを利用した場合、居住費と食費が利用者負担 となりますが、低所得者については所得に応じて低額の負担限度額が設定されています。
- ・ 介護保険では、サービス費用の1割から3割を利用者が負担することとなっていますが、利 用者負担月額が一定額を超えた場合には高額介護サービス費が給付され、また、低所得者につ いては次表のとおり負担限度額が低く設定されています。

区	分	利用者負担限	度額(月額)
① 生活保護を受	給している者	15,000 円	(個人)
② 住民税非課	老齢福祉年金受給者	15,000 円	(個人)
税の世帯の者	年金収入80万円以下	24,600 円	(世帯)
③ 一般(世帯内のされている者	の誰かが市町村民税を課税)	44, 400 円	(世帯)
④ 現役並み所得	者	44,400 円	(世帯)

- ・ 障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定率負担額が0円だった人が、2006年4月 以降65歳に到達したなどで介護保険が適用されますが、訪問介護等を受けるとき、1割負担 が全額免除になります。
- ・ 社会福祉法人等においては、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等を利用する低所得者について利用者負担を軽減しています(※2021年1月1日現在、事業を実施している社会福祉法人等の85.7%が軽減を実施)。
- ・ 山間離島地域で特別地域加算(割増料金)が適用される場合、当該地域の低所得者について、 特別地域加算による割増料金について一部軽減されます。

● 財政安定化基金

- ・ 財政安定化基金は、介護給付費の予想を上回る伸びや、通常の努力を行ってもなお生じる保 険料未納による財政不足についての資金の貸付・交付を行うことを目的として各都道府県に設 置されており、市町村の介護保険財政の安定的運営に重要な役割を果たしています。
- ・ 安定化基金への拠出金は、計画期間中における市町村の標準給付費額と地域支援事業に要する費用の見込総額に条例で定める割合を乗じて得た額から、計画期間中に生じた基金運用収益の3分の1に相当する額を控除した額を、国、県及び市町村がそれぞれ3分の1ずつ毎年負担してきました。

なお、基金残高は今後基金としての目的を果たすために必要十分な額であると考えられるため、2009 年度以降は安定化基金の新規積立ては行っていません。

・ 2021 年度から 2023 年度においては、市町村において適切に給付費を見込んでいることなど により、貸付・交付はありませんでした。

◇基金執行状況 (単位:千円)

区分	2000~ 2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (見込)	合 計
市町村拠出金	4, 411, 315	0	0	0	4, 411, 315
国 負 担 金	4, 411, 315	0	0	0	4, 411, 315
県 負 担 金	4, 411, 315	0	0	0	4, 411, 315
新規積立金計	13, 233, 945	0	0	0	13, 233, 945
利子収益積立金	413, 937	966	936	2, 733	418, 572
合 計	13, 647, 882	966	936	2, 733	13, 652, 517
貸付・交付額	2, 774, 174	0	0	0	2, 774, 174
償 還 額	2, 037, 204	0	0	0	2, 037, 204
特例取崩	7, 434, 000	0	0	0	7, 434, 000
累計残額	5, 476, 912	5, 477, 878	5, 478, 814	5, 481, 547	5, 481, 547

基本方針

- 市町村の3年間の介護保険事業費全体の見込み額をもとに、県において必要となる経費を算定し、介護保険事業の円滑な推進を図ります。
- 利用者が自身の居住する市町村の状況を把握できるようにするため、県で把握した県内保険 者の保険料率賦課状況や保険料段階の設定状況等について、保険者への情報共有や利用者への 情報提供に努めます。

● 第1号被保険者の保険料

2024 年度から 2026 年度までの保険料は、各市町村において標準給付費等の 23%を標準に、 市町村ごとに定める保険料率(基準額×所得段階別の割合)により算定されます。

第1号被保険者の保険料は、原則として、次表のとおり、所得の状況により 13 段階に区分された保険料率で賦課されていますが、保険者の判断により第5段階以上を多段階化し、全体で14段階以上とすることも認められています。

県においては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料の負担段階の設定により、低 所得者の負担が軽減されるよう、保険者への指導・助言に努めます。

区 分	対 象 者	保険料率
第1段階	①生活保護被保護者 ②市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ③市町村民税世帯非課税で課税年金収入額+合計所 得金額が80万円以下の者	基準額×0.455
第2段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が 80 万超 120 万円以下の者	基準額×0.685
第3段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が 120万円を超える者	基準額×0.69
第4段階	市町村民税本人非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が 80 万円以下の者	基準額×0.9
第5段階	市町村民税本人非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が 80万円を超える者	基 準 額
第6段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が 120 万円未満の者	基準額×1.2
第7段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万 円未満の者	基準額×1.3
第8段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の者	基準額×1.5
第9段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の者	基準額×1.7
第10段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の者	基準額×1.9
第11段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の者	基準額×2.1
第 12 段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万 円未満の者	基準額×2.3
第13段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が 720 万円以上の者	基準額×2.4

第1号被保険者の保険料

第9期の第1号被保険者の加重平均保険料(基準額)	(月額)	5,957 円
--------------------------	------	---------

第1号被保険者の保険料の将来推計

2030年度の第1号被保険者の加重平均保険料(基準額)(月額)	7, 187 円
2040 年度の第 1 号被保険者の加重平均保険料(基準額)(月額)	8,172 円

● 介護給付費負担金

2024 年度から 2026 年度までの各保険者の標準給付費額に基づき、介護保険法の規定により必要となる経費を算定します。

県負担割合:標準給付費額の12.5% (施設等給付費は17.5%)

標準給付費 (単位:千円)

区	分	2024 年度	2025 年度	2026 年度	計
標準給付費額		562, 318, 740	578, 557, 210	592, 524, 704	1, 733, 400, 654
公費 負担分	国庫負担	131, 249, 574	135, 148, 045	138, 470, 677	404, 868, 296
	県費負担	79, 619, 954	81, 810, 909	83, 726, 087	245, 156, 950
	市町村負担	70, 289, 843	72, 319, 651	74, 065, 588	216, 675, 082

標準給付費の将来推計

(単位:千円)

区	分	2030 年度	2040 年度
標準	給付費額	643, 103, 980	721, 878, 758
公費	国庫負担	471, 608, 463	529, 353, 557
(五) (負担分	県費負担	91, 107, 520	102, 290, 356
貝担刀	市町村負担	80, 387, 998	90, 234, 845

● 低所得者対策

低所得者保険料軽減、訪問介護利用者負担軽減、社会福祉法人等による利用者負担軽減、離 島等の特別地域加算適用地域の利用者負担軽減を実施します。

● 財政安定化基金

市町村が通常の努力を行ってもなお生じる保険料の未納や、給付費の増加による財源不足に対して資金の貸付、交付を行い、市町村の介護保険財政の安定化を図ります。

● 県で把握した県内保険者の保険料率賦課状況や保険料段階の設定状況等については、保険者間の共有だけでなく、広く利用者に対しても周知できるよう、県のホームページ等を通じて情報提供に努めます。